

# 日産自動車株式会社追浜工場の車両生産終了に係る関係行政機関連携本部設置要綱

(目的及び設置)

**第1条** 日産自動車株式会社が、追浜工場における車両生産を令和9年度末に終了する予定であると発表したことにより、県内経済や雇用への影響が懸念されることから、関係行政機関における情報共有等を行い、連携した対応を図ることを目的に、国・神奈川県・横浜市・横須賀市が合同で「日産自動車株式会社追浜工場の車両生産終了に係る関係行政機関連携本部」（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 日産自動車株式会社追浜工場の車両生産終了に伴う地域経済や雇用への影響等に関する情報収集及び情報共有
- (2) 関係行政機関における連携した支援等の取組の推進
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

**第3条** 本部は、本部長、副本部長及び本部員（以下「本部員等」という。）で構成するものとし、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 本部長  
神奈川県産業労働局長
- (2) 副本部長  
神奈川県産業労働局副局長
- (3) 本部員  
経済産業省関東経済産業局  
地域経済部長  
厚生労働省神奈川労働局  
局長、職業安定部長  
神奈川県産業労働局  
産業部長、特定課題担当部長、中小企業部長、労働部長  
横浜市経済局  
局長、中小企業振興部長、市民経済労働部長  
横須賀市経済部  
部長

(会議)

**第4条** 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐するとともに、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部長は、必要に応じて本部会議に本部員以外の者を出席させることができる。  
(代理出席)

**第5条** 本部員等は、やむを得ない事情により本部会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(部会)

**第6条** 本部に部会を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織するものとし、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 3 部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 4 部会長は、必要に応じて部会に部会員以外の者を出席させることができる。
- 5 部会の庶務は、別表2に掲げる組織において処理する。

(事務局)

**第7条** 本部に関する事務は、神奈川県産業労働局産業部において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関する必要な事項は、本部長がこれを定める。

(附 則)

この要綱は、令和7年7月23日から施行する。

別表1 (第6条第2項関係)

部会長	地域経済部会 神奈川県産業労働局産業部長
	雇用部会 神奈川県産業労働局労働部長
地域 経 済 部 会	経済産業省関東経済産業局地域経済部地域振興課長
	神奈川県産業労働局産業部産業振興課長
	神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課長
	神奈川県産業労働局中小企業部金融課長
	横浜市経済局総務部企画調整課長
	横浜市経済局中小企業振興部中小企業振興課長
	横浜市経済局中小企業振興部金融課長
	横須賀市経済部企業誘致・工業振興課長
部会員	厚生労働省神奈川労働局職業安定部長
	厚生労働省神奈川労働局職業安定部職業安定課長
	厚生労働省神奈川労働局職業安定部職業対策課長
	厚生労働省神奈川労働局横浜公共職業安定所長
	厚生労働省神奈川労働局横浜南公共職業安定所長
	厚生労働省神奈川労働局横須賀公共職業安定所長
	公益財団法人産業雇用安定センター神奈川事務所長
	神奈川県産業労働局労働部雇用労政課長
	横浜市経済局市民経済労働部雇用労働課長
	横須賀市経済部経済企画課長

別表2 (第6条第5項関係)

庶務	地域経済部会 神奈川県産業労働局産業部産業振興課
----	-----------------------------

	雇用部会 神奈川県産業労働局労働部雇用労政課
--	---------------------------